

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業（以下「交付対象事業」という。）に要する経費（以下「交付対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（契約等）</p> <p>第8 都道府県知事は、<u>交付対象事業（公共工事に限る。）</u>の実</p>	<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2713号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業（以下「交付対象事業」という。）に要する経費（以下「交付対象経費」という。）に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（契約等）</p> <p>第8 都道府県知事は、<u>交付対象事業（公共工事に限る）</u>の実施</p>

施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 (略)

（事業遅延の届出）

第11 (略)

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（実績報告）

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第9第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 (略)

（事業遅延の届出）

第11 (略)

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（実績報告）

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付対象事業を完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の規定による額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(額の再確定)

第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。

2・3 (略)

(財産の処分の制限)

第19 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

2・3 (略)

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(額の再確定)

第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付対象事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。

2・3 (略)

(財産の処分の制限)

第19 (略)

2・3 (略)

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第20 都道府県知事は、交付対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第21 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号による財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。

4 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第23 都道府県知事は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項の規定による実績報告、第14第2項の規定による年度終了実績報告及び第14第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨

(残存物件の処理)

第20 都道府県知事は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第21 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。

4 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第23 都道府県知事は、第4第1項の規定による交付の申請、第7の規定による申請の取下げ、第9第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第12の規定による概算払請求、第13の規定による状況報告、第14第1項による実績報告、第14第2項による年度終了実績報告及び第14第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

げない。

2～4 (略)

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第24 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8(市町村に限る。)から第11まで、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22まで(第22については市町村に限る。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県知事は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則 (令和3年4月1日付け2農振第2917号)

1・2 (略)

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)附則第5条に規定する特定市町村の区域(同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)内においてこの通知の施行の際、現に施行されている本事業であって、当該事業に要する費用につき令和2年度以前の予

2～4 (略)

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第24 都道府県知事は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8(市町村に限る。)から第11、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22まで(第22については市町村に限る。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県知事は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則 (令和3年4月1日付け2農振第2917号)

1・2 (略)

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)附則第5条に規定する特定市町村の区域(同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)内においてこの通知の施行の際、現に施行されている本事業であって、当該事業に要する費用につき令和2年度以前の予

算に係る国の交付金が交付されたものについての令和3年度から令和8年度までの各年度（同法附則第5条に規定する特別特定市町村の区域（同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）内にある場合は、令和3年度から令和9年度までの各年度）の予算に係る国の交付については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4関係）（略）

別紙1 経費の配分及び負担区分表（略）

（注）1～4（略）

5 法律・予算の区分欄には、国の負担又は交付の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。

6～8（略）

別記様式第11号（第24関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

住所  
商号又は名称  
代表者の氏名

算に係る国の補助金が交付されたものについての令和3年度から令和8年度までの各年度（同法附則第5条に規定する特別特定市町村の区域（同法附則第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）内にある場合は、令和3年度から令和9年度までの各年度）の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4関係）（略）

別紙1 経費の配分及び負担区分表（略）

（注）1～4（略）

5 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。

6～8（略）

別記様式第11号（第24関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

住所  
商号又は名称  
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)～(注3) (略)

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)～(注3) (略)

#### 附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。